

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○ 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年十二月二十六日法律第九十五号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 附則第二十条の規定 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日